

市民説明会における主な意見（立地適正化計画分）

| 【三原中央地域】 |   |  |
|----------|---|--|
| 番号       | 意見内容  | 三原市の考え方  |
| 1        | 誘導施策が重要である（誘導区域内の税金の引き下げなど）。  | 「6-2 事業方策の検討」において「良好な住環境の形成」「災害の発生の恐れがある土地における土地利用規制」「空き家等活用事業」などの具体的な誘導施策を位置付けています。   |
| 2        | 若者の集う娯楽施設の誘致などは行わないのか。  | 「5-3 誘導施設の設定」において三原地域の誘導施設として、中心市街地の活性化に資する高次都市機能である大規模商業施設とこれに併設される映画館、多目的活動ホール、また図書館及び賑わいにつながる民間施設との複合施設を位置付けています。   |
| 【三原南部地域】 |   |  |
| 番号       | 意見内容  | 三原市の考え方  |
| 3        | 居住誘導区域外への対応はどうなるのか？現在の居住地に住み続けるにはどうすればよい？   | 「3-4 立地適正化計画区域外の地域への対応」において、都市計画区域外の地域や居住誘導区域を設定できない市街化調整区域等の地域では（地域の）維持・存続に向けて地域住民と行政が一体となって取り組んでいくことを定めています。   |
| 【本郷地域】   |   |  |
| 番号       | 意見内容  | 三原市の考え方  |
| 4        | 居住の誘導は財産に関わる重要な問題である。今後インフラを整備しない地域も生まれるのではないのか。市民が納得する区域設定をお願いしたい。                       | 居住誘導区域外においても必要な行政サービスは継続していきます。「3-4 立地適正化計画区域外の地域への対応」において、都市計画区域外の地域や居住誘導区域を設定できない市街化調整区域等の地域では（地域の）維持・存続に向けて地域住民と行政が一体となって取り組んでいくことを定めています。  |
| 5        | 公共施設の集約統廃合は拠点が減少し、不便になるのではないのか。また、保健センター、公民館は廃止されるのか。                                     | 本市では、将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置を実現することを目的に公共施設等総合管理計画を策定しています。「6-3 公的不動産（PRE）の活用方針」でも本計画で示す将来のまちのあり方を見据えた公共施設等の再配置を進めていく方針を示しており、引き続き市民の理解が得られるよう努力します。   |
| 6        | 居住誘導区域設定基準の「災害リスク」について沼田川の水害リスクも考慮すべきではないか。また、沼田川の維持管理（竹林伐採や浚渫工事など）や、崩壊寸前の空き家への対策をお願いしたい。 | 浸水想定区域は一定量の降雨により、指定の河川が氾濫した場合等に、市街地が浸水することを想定したシミュレーションであり、事前対策（避難勧告・命令等）が可能ならリスクであることから、居住誘導区域に含めることとしました。また、意見を踏まえ「6-2 事業方策の検討」において、地域防災力の向上に向けた取り組み、災害を防止又は軽減する施設整備の推進及び危険な空き家の解体・撤去を方針として示しています。 |
| 【久井地域】   |   |  |
| 番号       | 意見内容  | 三原市の考え方  |
| 7        | 「コンパクトシティ」の概念には賛成する。施設・設備の集約化が必要である。  | 本市では、将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置を実現することを目的に公共施設等総合管理計画を策定しています。「6-3 公的不動産（PRE）の活用方針」でも本計画で示す将来のまちのあり方を見据えた公共施設等の再配置を進めていく方針を示しています。  |
| 8        | 公共交通を充実させ住みやすい環境をつくる必要がある。またあわせて公共交通に替わるサービスも検討していく必要がある。                                 | 「6-2 事業方策の検討、3. まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に関する施策」に合致する意見です。また、三原市地域公共交通網形成計画では「① 機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・活性化を図る」「②人口減少・高齢化社会において市民生活を支える地域公共交通手段を確保する」「③地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する」こととしています。  |
| 【大和地域】   |   |  |
| 番号       | 意見内容  | 三原市の考え方  |
| 9        | 地域生活拠点 コンパクトシティ⇒集落切捨てか？   | 「3-4 立地適正化計画区域外の地域への対応」において、都市計画区域外の地域や居住誘導区域を設定できない市街化調整区域等の地域では（地域の）維持・存続に向けて地域住民と行政が一体となって取り組んでいくこととしています。  |
| 10       | 商店、銀行、病院、理美容店、楽しめる施設等ここにくれば生活に必要な機能がそろえるような拠点を形成する必要がある。                                  | 「3-2 集約型の都市構造に向けて」に合致する意見であります。  |
| 11       | 三原市の中心部との道路ネットワークを強化する必要がある。（通勤しやすくする）  | 「3-2 集約型の都市構造に向けて」に合致する意見であります。  |
| 12       | 公共交通を充実させ住みやすい環境をつくる必要がある   | 「6-2 事業方策の検討、3. まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に関する施策」に合致する意見です。また、三原市地域公共交通網形成計画では「① 機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・活性化を図る」「②人口減少・高齢化社会において市民生活を支える地域公共交通手段を確保する」「③地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する」こととしています。  |